

お知らせ

2019年7月26日
東北電力株式会社

女川原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請に係る 事前協議申し入れについて

当社は、女川原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請^{※1}にあたり、本日、宮城県ならびに女川町、石巻市へ「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）第12条^{※2}」に基づき、「廃止措置計画認可申請」に関する事前協議の申し入れを行いました。

なお、原子力規制委員会に対する廃止措置計画認可申請は、7月29日に行う予定としております。

当社といたしましては、今後、原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、安全確保を最優先に、女川原子力発電所1号機の廃止措置に取り組んでまいります。

以上

※1 廃止措置計画認可申請

プラントの解体工事を行うためには、原子炉等規制法に基づき、施設の解体方法、核燃料物質の管理・譲り渡し、廃棄物の管理・廃棄方法に関することなどについて記載した廃止措置計画を、あらかじめ原子力規制委員会に申請し、認可を受ける必要がある。

※2 安全協定第12条

乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社）

（別紙）

女川原子力発電所1号機 廃止措置計画認可申請書の概要について